

記者会見資料

令和5年3月27日

田中まさお

下記の通知が、令和5年3月9日に若生弁護士に届きました。

令和5年3月8日 最高裁判所第二小法廷

第1 主文

- 1, 本件上告を棄却する。
- 2, 本件を上告審として受理しない。
- 3, 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1, 上告について

民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2, 上告受理申立について

本件申立の理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

田中まさおのさいたま超勤訴訟の棄却が決定しました。

全国各地で支援をして下さった方々には長い間大変お世話になりました。

たくさんの励ましを頂きそれが私の心の支えになっていました。今は、感謝の気持ちでいっぱいです。

今から4年前、埼玉県で、退職前のたった一人の教員が裁判に訴えました。

「結婚はできるけど子供は作れない。子育ては出来ないですよ。」

一緒に学年を組んでいた若い教員の一言が痛烈でした。

「今の教員の異常な働き方を次世代の教員に引き継いではいけない。私たちの世代で終わりにしたい。教員の働き方の現状を日本人たちに知ってもらいたい。」

こうして、2018年、12月14日に第一回口頭弁論が開始されたのです。

田中まさお裁判、さいたま超勤訴訟の始まりでした。

教員には残業代が支給されないことが、全国の教員そして全国の人たちに知って頂くことができました。

2021年、10月1日、さいたま地裁判決が下されました。超勤4項目以外の時間外勤務が

裁判で初めて認定されたのですが、申立は棄却でした。

2022年、8月25日、東京高裁判決が下されました。地裁判決同様に、禁じられているのは命じられた時間外勤務で、自発的勤務は禁じられていないという判決でした。

2023年、3月8日、最高裁により申立が却下されました。

それでは、田中まさおが考える判決の問題点を話させていただきます。

- 1, 自立的な職務と指揮命令に基づく職務が日常的に**渾然一体**になっているため、時間管理が不能であるという判決。**高プロ労働者**でさえ、労働時間管理義務は課せられています。なぜ**教員には労働時間管理義務が課されていない**のでしょうか。私立学校国立付属小学校は勤務時間管理可能で公立学校は渾然一体とする根拠不明が問題です。
- 2, 原告の**超過勤務の認定**に対して、時間外勤務を命じることができない**超勤4項目以外の仕事**であったのかどうかの判断ではなく、校長の**職務命令**があったかどうかの判断にすり替わってしまっていたことが問題です。
- 3, **登校指導や朝会時の集合**などは明らかに**時間外勤務**でした。しかも**常態化**していました。これが**国賠法上の違法**とならないのが理解できませんし、問題です。
- 4, さらに**勤務の割り振りが不可能なほど時間外勤務が常態化**しているのにもかかわらず、それに対する**処置を怠っている**行政に問題があります。
- 5, **360時間の時間外勤務を認定**しておきながら、**空き時間にできたはずといういきなり判決**に問題があります。原告の空き時間については**職務専念義務が課せ**られていました。しかも空き時間についての原告の仕事状況については全く議論されていませんでした。原告の勤務時間内における自身の仕事についての詳しい説明を求められないままに仕事に携わっていた空き時間を**判決に利用された**ことは遺憾です。(勤務時間内における原告の仕事状況を詳しく書面提出しておけばよかったと後悔しています。)
- 6, 教員の**休憩時間**についても同様です。原告の休憩時間に**児童の指導、会議研修等**仕事に携わっていた事実が認められています。しかし、それも**全ての勤務時間の合算**として処理されて判決が出されています。休憩時間が**労基法上の休憩時間**として裁判で認められていません。私は、**歴史的な大問題判決**だと思っています。
- 7, 田中まさおが言う、**日本の文化レベルの問題点**を話します。**労働基準法違反**に対する判断が、**健康や安全確保**に限られており、**生活時間の確保**がおろそかにされているという問題です。
- 8, 教員の**時間外勤務は明らかな事実**です。自主的かどうかを**目で判断**しているのではなく法律上の**理論ばかりに終始**している裁判所の在り方に問題があります。
- 9, **法律は弱者を保護**するために作られているものが多いです。それが**強者に利用**されている現状を裁判所が理解できていないことに問題があります。

最後に、日本の**裁判制度の問題点**を1つだけあげさせてほしいです。裁判官という判決

を下す立場にある人には、原告の立場に立つ経験を課して欲しいです。例えば、私は小学校教諭です。裁判は二年以上に渡りました。たった一日でよい。裁判官が判決を下す前に一日で良いので小学校教諭を経験してほしい。できる限り原告の立場を経験した上で判決を下すことを日本の制度にしてほしいです。

判決に対する問題を挙げたらきりがありません。これより先は専門家の論考にお任せしたいと思います。田中まさおのホームページには裁判に関する資料が全て掲載されています。これから10年20年という長い年月をかけて日本中の様々な人たちに利用して頂けることを願っています。そして、人間が働くということは何なのか。50年後の未来に歴史として残るようなことを夢見て判決についての話を終わりにさせていただきます。

次は、判決だけにこだわらず、最高責任者である文部科学省に言いたいことを含めてお話しします。教員の仕事についての話です。

私の訴訟が日本中でこれだけ大きな問題になっているのには意味があります。これを深く考えることが大切です。給特法が残業代の支給を無しにして、超勤4項目以外は命じられないとした意味は何だったのか。教員の長時間労働を自主的なものとして良いのか。

月に60時間の残業を行なっている事実が確かに存在します。学校のパソコンに入力されている時間は事実です。しかもこれは私だけではありません。日本の多くの教員に60時間を超える時間外勤務の事実があるのです。

教員の長時間労働の事実は確かです。これを労働と考えないで自主的なものとしているのが日本です。

月額1万円の調整手当を出して、月に45時間働かせても問題なし。月に60時間働かせたら少し多いかな。月に80時間働かせたら注意が必要。たとえ月に100時間を超えて働かせても管理者責任はなし。時間外勤務があっても無いことにする言い訳が通用してしまうのが日本の教員の労働環境です。

次は、文科省に尋ねたいことです。

授業準備が5分という判決がさいたま地方裁判所で出されました。授業をするに当たってあらかじめ教える内容を把握するための教材研究は労働時間として認められませんでした。ここで判決は確定しました。文科省は判決と同様に、教材研究の時間はゼロ、5分の授業準備で十分としているのでしょうか。お答えして欲しいです。もし、必要としているのならば勤務時間内のどの時間帯で行うことを求めているのでしょうか。小学校では児童の学校滞在時間が、午前8時より午後4時まで8時間にわたります。教員の勤務時間は7時間45分です。教員が授業をするために行う教材研究を自主的自律的勤務とするのでしょうか。文科省のはっきりとした答えを知りたいです。

さらに、判決結果を踏まえた教員の働き方についてです。

下記は、さいたま地裁判決により、教員の労働時間として認められなかった仕事です。これらの仕事については、文科省はどのように考えているのでしょうか。

当時は、係争中の案件については答えられないと避けていましたが、判決が確定されましたので、しっかりとした文科省の見解を求めたいです。文科省も次の仕事を教員の仕事ではないとするのでしょうか。

- ①教室の整理整頓
- ②掃除用具の確認
- ③落とし物の整理
- ④教室の安全点検及び修理
- ⑤掲示物のペン入れ
- ⑥作文のペン入れ
- ⑦教材研究
- ⑧提出ドリルの内容確認
- ⑨ドリル・プリント・小テストの採点
- ⑩授業参観の準備
- ⑪児童の様子を教員で共有するソフトへの記入
- ⑫保護者への対応
- ⑬児童の授業ノートの添削
- ⑭授業で児童が作成した発表物の添削
- ⑮賞状の作成

最後に今日の記者会見のメインになるであろう BIG な企画の話です。

裁判が終わってしまった今できることは、行政に頼るか、立法に頼るかの二つになります。しかし、田中まさおは、第三を考えました。それは、第二次訴訟です。

さいたま超勤訴訟は敗訴で終わりました。この裁判は、全国の教員をはじめ、たくさんの方々の希望を託されていました。私、田中まさおの力が及ばず敗訴してしまったことは、今後に判例となり悪い結果を残してしまう可能性もあります。反面、教員の時間外勤務が労働として認められる結果も残しました。

判決は敗訴でしたが、日本の世の中にたくさんの希望を残しました。それは全国にたくさんの田中まさおが生まれたことです。私、田中まさおは仮名です。もう実名を出すことはありません。仮名の良さを発見したからです。私の姿を知らない所でたくさんの方々が、それぞれ自分の田中まさお像を描き、一人一人が田中まさおになってくれていました。こんな素晴らしいことはありません。全国に田中まさおが居る。色々な田中まさおが居る。一人一人が自分でできることをしようと動きはじめる人が出て来たのです。

また、若生弁護士に作って頂いた沢山の準備書面には教員の働き方の問題点が数々書き記されています。そして、この裁判によって生まれた理論もありました。高橋哲先生、毛塚勝利先生、堀口悟郎先生による意見書は、歴史に残る考えとして後世に伝えられることだ

と思っています。

裁判によって生まれたものは、人、理論、そして夢です。この夢は教員の働き方をはじめとする全国の働く人の夢です。これからの働き方は、働きながら家族とともに豊かな生活が続けて行くという夢です。労働が単なる賃金を得るための手段ではなく、労働に携わりながら、一人一人が豊かな生活をしていくことができるという夢です。この夢をいつまでも持ち続けるために、私は第二次訴訟を提案します。そして、第二次訴訟は集団訴訟であることを望んでいます。

教員の働き方状況はどう考えても日本国憲法に対する違反です。人権なのか、平等なのか、また別な観点なのかはこれから弁護士及び新たな原告と相談していきます。相手は埼玉県ではありません。文部科学省です。

原告という言葉をもう少し説明させていただきます。次の裁判は超勤第二次超勤訴訟です。原告は全国の教員から募集します。つまり、集団訴訟です。全国から教員を集めて集団訴訟を起こします。人数につきましては、募集状況によります。何人集まって頂けるかは全くの未定です。今日、今から、一緒に訴えていく人を募ります。

記者会見中ですが、2分時間を下さい。失礼します。

全国の教員の皆さん、私、田中まさおと一緒に新たな裁判を始めませんか。一緒に私達教員の働き方の問題点を考えて行きませんか。私達の働き方はどう考えても法律違反に当たると思います。このまま、裁判を終わりにするわけには行かないのです。未来を携わって行く教員の労働環境をより良くしていきたいと思いませんか。一人一人の思いを裁判で伝えて行きませんか。集団訴訟と言っても、一人一人の訴えに応じて一人一人に判決が下されます。

裁判費用は弁護士費用等全て含めて20万円以下にすることを田中まさおは会議に提案しています。まだ個人的な提案に過ぎませんが、費用につきましては、できる限りクラファン等でまかなうことを考えています。

私、田中まさおと一緒に集団訴訟を起こしませんか。

一緒に夢を実現しませんか。

募集についての詳しい説明は、これから支援団体から説明をさせていただきます。